

アスベスト除去工事の流れ

1. アスベスト使用の事前調査

対象建築物にアスベストが使用されているか調査する
(対象建築物より検体を採り、分析調査を行う)

2. 施工計画書の届出

着工の14日前までに計画書を作成し、各官公庁へ届出を行う
(除去する建材のレベルによっては、異なる場合がある)

3. 隔離養生

着工したらアスベストが外部に飛散ないように作業場内を専用ポリシートで密閉隔離養生し、セキュリティールームを設置する



着工前の作業場内



養生作業中



養生完了

4. 負圧集塵機の設置

アスベストが外部に飛散しないようにHEPAフィルター付き負圧集塵機等の機器を設置し、負圧の確認を行う

5. 立会検査

届出を行った各官公庁の立会検査を受け、許可された後、除去作業に取りかかることができる

6. アスベスト除去作業

粉塵飛散抑制剤を散布、湿潤しアスベストを除去する
除去が完全に行われたかの確認は、石綿作業主任者の目視により行われる



アスベスト除去作業中

7. 固化作業

除去完了後、除去面・隔離養生内すべてに粉塵飛散防止剤を吹き付け残存するアスベスト粉塵をすべて固着させる

8. 養生撤去

隔離養生内の空気中に残存するアスベスト粉塵の確認後、養生を撤去し、専用のポリ袋にて二重梱包する



除去作業完了後

9. アスベスト廃棄物の運搬・処分

特別産業廃棄物であるアスベスト廃棄物は、許可を受けた運搬業者が最終処分場まで運搬し、許可を受けた処分場が適正処分を行うことで工事完了となる